

新監査公表第2号

平成18年度包括外部監査の結果に基づく措置状況について、平成19年8月28日付け新監査第269号で新潟市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成19年8月29日

新潟市監査委員 小原克己
 同 山崎隆夫
 同 青木千代子
 同 阿部紀夫

平成18年度包括外部監査

「新潟市市民局保健福祉部が所管する児童福祉施設のうち保育所の管理運營業務及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が行っているひまわりクラブの管理運營業務に係る出納その他の事務の執行について」

1 監査結果に基づき措置を講じたもの

頁	監査対象	監査結果の概要	結果に対する措置
66	健康福祉部 保育課	<p>第4 監査の結果と意見(各論)</p> <p>2 児童福祉施設費国庫負担金 (2) 監査の結果と意見 国庫負担金の対象誤りについて</p> <p>【指摘1】 保育園に支払う委託費については、保育園からの申請が補助対象となるかどうかについて補助金要綱に十分照らし合わせるとともに、支払いに関するチェックリストを作成するなどして、誤って国庫負担の算定対象としないようにする必要がある。 なお、今回の指摘後、本件は補助対象外とし、速やかに国庫補助金実績報告書の訂正(平成18年10月24日付け新こ第2137号)が行われているとの報告を受けている。</p>	<p>補助金要綱に従い的確に算定されているかどうか、容易に確認できるよう算定シートにチェック項目を追加するなど帳票類を見直しました。</p>
80	健康福祉部 保育課	<p>5 私立保育園職員給与改善費補助金 (2) 監査の結果と意見 私立保育園職員給与改善費補助金の対象範囲の誤りについて</p> <p>【指摘2】 補助対象者は私立保育園職員(ただし臨時、パート職員は除く)であり、また給与格差の是正が補助の目的であること</p>	<p>補助金の趣旨に沿い、対象職員のみ支給するように指導していきます。</p>

84	健康福祉部 保育課	<p>から、格差が生じている保育園職員に支給されるべきで、全職員への一律一時金として支給しているケース、全職員へ給与額に上乗せして支給しているケース等、給与格差の程度に関わらず、あるいは正規職員以外の職員に対しての支給は是正するように指導すべきである。</p> <p>なお、新潟市では平成 19 年度から、本来の趣旨に沿う上記 a の者に対してのみ支給しているかどうかの確認を行う方針である。</p> <p>私立保育園職員給与改善費補助金と私立保育園保育委託料との重複について</p> <p>【指摘 3】</p> <p>補助金を算定する上で、実際に支払っている基本給とモデル給とを比較するのではなく、本俸基準額とモデル給を比較し、本俸基準額に近づける努力をしている保育所との公平性を担保するようになる必要がある。</p> <p>また、乳幼児加配に対する補助金であるならば、その要綱に従い単価を引き上げるなど、別途そのためのルールに従った補助金の交付を行うべきである。</p>	<p>重複支給のないよう算定方法の見直しを図ります。</p> <p>また、乳幼児加配に対する補助単価については、検討します。</p>
88	健康福祉部 保育課	<p>6 新潟市認可外保育施設補助金 (2) 監査の結果と意見</p> <p>指導監督基準適合外保育施設(認可外保育施設指導監督基準に適合しない施設)に対する改善状況の確認について</p> <p>【指摘 4】</p> <p>立入調査において、指導監督基準を満たしていないとされる事項があるにもかかわらず、その後の改善状況を確認せず補助金を交付したままとなっている。今後は改善状況を確認して補助金を交付した認可外保育施設が指導監督基準に準拠していることを確認する必要がある。</p>	<p>立入調査において改善指導を受けた認可外保育施設については、今後は改善状況を確認してから、補助金を交付します。</p>
89	健康福祉部 保育課	<p>書類の不備について</p> <p>【指摘 5】</p> <p>ダブルチェックを行うなど、記載誤りや記載漏れが生じないよう体制を整備する必要がある。</p> <p>なお、本件指摘後、当該保育施設に対する補助金額の再計算がなされ、1,000 円の返納処理がなされた。</p>	<p>係員同士の相互チェック体制を整備しました。</p>

94	健康福祉部 保育課	<p>7 私立保育園乳幼児保育委託経費 (2) 監査の結果と意見 民間施設給与等改善費の料率誤りについて</p> <p>【指摘6】 申請書に誤りがあった場合、保育園に再提出させて修正を行ってもらうか、市側で修正する場合、ダブルチェックを行うなど計上ミスを防止する体制を整備する必要がある。</p>	係員同士の相互チェック体制を整備しました。
95	健康福祉部 保育課	<p>返納額の誤りについて</p> <p>【指摘7】 ダブルチェックを行うなど計上ミス防止する体制を整備する必要がある。 なお、今回の指摘後、新潟市では、速やかに国庫負担金実績報告書の訂正(平成18年10月24日付け新こ第2137号)並びに当該保育園からの返納処理を行っており、所定の手続きに基づいた保育所運営費国庫負担金の精算処理を終えたとの報告を受けている。</p>	係員同士の相互チェック体制を整備しました。
99	健康福祉部 保育課	<p>8 私立保育園等運営費補助金 (3) 私立保育園一時保育事業費補助金 監査の結果と意見 ア. 作成不要書類の誤作成について</p> <p>【指摘8】 事務作業の効率化の観点から、必要のない書類を作成することは無駄であるため、今後は財務システム上の誤入力及び不必要な書類の作成をすることのないよう留意すべきである。</p>	項目に重複がある書類は作成しないなど、事務の効率化に努めます。
127	健康福祉部 保育課	<p>11 その他 (6) 保育園における物品の管理について 現物管理について ア. 備品管理簿に記載されているが現物がないものについて</p> <p>【指摘9】 上記物品については、その所在を再確認した上で、管理換えや廃棄等の所定の手続きを経て、その事実を備品管理簿に速やかに反映させる必要がある。 現物の確認については、実施する頻度、時期に特に定めはなく各保育園で不規則</p>	<p>包括外部監査結果報告書記載のとおり、指摘のありました備品につきまして、速やかに備品管理簿の整理を行いました。 今後は指摘された事項をふまえ、適正に処理してまいります。</p>

128	健康福祉部 保育課	<p>に行われているが、最低1年に1回は現物確認を行う必要があるものとする。</p> <p>なお、往査後に亀田第一保育園と亀田支所が事実確認の調査を行って、上記の現物が確認できなかった物品については、不用品の決定及び処分の決裁手続を行ったとの報告を受けている。</p> <p>イ．備品整理番号票（シール）の貼付について</p> <p>【指摘 10】</p> <p>物品にシールが貼ってないと備品管理簿との照合が困難となる。新潟市物品管理規則においても、「その管理する備品について、備品整理番号票を付け、常に照合に便利なおこななければならない。（第38条）」とされているため、過去のもの（合併前に取得した物品を含む）についてもその所在を再確認し台帳と照らし合わせて、シールを貼り管理する必要があると考える。</p> <p>また、シールが貼ってあるものでも管理 No.が見えにくいものについては、見えなくなる前に速やかに新しいシールに貼りかえるなどして、管理しやすい状態にしておくべきである。</p>	<p>早急に「新潟市物品管理規則」の規定を遵守するよう、現物確認及びシールの貼付等の作業を行ってまいります。</p>
129	健康福祉部 保育課	<p>ウ．現物はあるが帳簿に記載されていないものについて</p> <p>【指摘 11】</p> <p>電気式食器消毒保管庫は設置され他へ移動しないため管理の必要はないとの認識であるようだが、そもそも設置しているのは地震等の際の安全のためであり、他の園等への移動は可能であるため動産と考えるべきである。</p> <p>動産であれば地方自治法第239条に規定する物品に該当し、新潟市物品管理規則に従い備品管理簿に記載し現物管理を行う必要があると考える。</p>	<p>電気式食器消毒保管庫は、衛生設備工事の一環として整備を行っておりますので、備品としての取扱いは考えておりません。</p>
130	財務部 契約課	<p>備品管理簿について</p> <p>ア．備品管理簿の記載の仕方について</p> <p>【指摘 12】</p> <p>物品管理を行う上で重要となるのは、現物を数えて把握することだけではなく、その結果を正確かつ明瞭に備品管理簿に記載していくことである。備品管理</p>	<p>現在、備品管理システム化を行っており、この運用開始に併せて業務を見直し、適正な備品管理を推進してまいります。</p>

147	健康福祉部 障がい福祉課	<p>簿を再度見直し、不要な記載項目の有無、効率的かつ明瞭な記載の仕方等を検討していく必要がある。</p> <p>(9) 障害児放課後支援事業 監査の結果と意見 ア. 月次書類の整理・保管体制について 【指摘 13】 担当課であるこども課での、運営受託者からの月次書類の整理・保管体制の改善をすべきである。また、運営受託者からの提出書類の検証が年度末1回のみと不十分であり、検証管理体制を改善すべきである。 なお、現在は毎月、月次書類の整理・保管を行い、当該書類の検証を行っているとの報告を受けている。</p>	<p>平成18年度中に全ての書類の整理点検を行い、不足書類については提出を求め、検証を行いました。 今後も、毎月、書類の提出を確認するとともに検証を実施し、保管にも万全を期してまいります。</p>
150	健康福祉部 障がい福祉課	<p>ウ. 委託料の精算について 【指摘 14】 提出された資料の正確性を完全に検証できるよう管理体制全般を早急に見直し、改善すべきである。 なお、平成18年度以降は各受託者の事業管理システムの点検を完了させ、毎月、提出資料の検証を行っているとの報告を受けている。</p>	<p>平成18年度中に各受託者の事業管理システムの総点検を求め、瑕疵の修正を終了しています。また、提出書類についても、提出前の事前内容点検を実施するよう指導いたしました。 今後も、毎月、書類の提出を確認するとともに検証を行い、保管にも万全を期してまいります。</p>

2 意見に対応したもの

頁	監査対象	意見の概要	意見への対応
50	健康福祉部 保育課	<p>第3 監査の結果と意見（総論）</p> <p>2 新潟市が検討中の課題とその対応状況 (1) 保育園再編の重点方針について 民営化に向けて 【意見1】 優秀な保育士を育成し、適切に評価することで、その質の向上及び必要人員を確保することを通じて、保育事業全体のレベルアップを図ることが、新潟市の「すこやか未来アクションプラン」の趣旨に沿うものと思料する。そのためには、こども課で着手もしくは検討中である公平かつ長期安定的な人事評価システムの導入、定着化を図ること及び保育の質とい</p>	<p>保育士の人事評価については、平成19年1月に、あらたな評価基準を設け、全職員を対象とした評価を行い、平成19年4月の人事異動や昇任に反映させたところです。また、平成19年度中には、保育士自らが自己評価を行うため、評価シート等を作成することとしています。 今後、より質の高い保育サービスの提</p>

51	健康福祉部 保育課	<p>う定性的なものを数値化して評価する仕組みづくりや自己評価と第三者評価の実施を、具体的な時期を定め、迅速に対応することが望まれる。</p> <p>また、職員研修の実施に当たっては、指導保育士のみならず一般保育士についても実践的かつ専門的な研修が受講できるようにするため、今後、計画的、体系的な研修計画を立案し、実施することで保育士全体のレベルアップを効率的に進めるよう検討されたい。</p> <p>保育に係る行政コスト</p> <p>【意見2】</p> <p>行政コスト計算書の作成に当たっては、非現金支出である減価償却費や退職給付費用を把握するためのバランスシートの作成が不可欠となる。新潟市では、保育事業に限らず、事業に係る公有財産台帳や物品台帳の整備が不十分であることから、行政サービス単位の行政サービス計算書も概算にならざるを得ない。固定資産関係の台帳等を事業別に整備することが望まれる。</p> <p>これにより行政サービスの効率性や質の評価のためのコスト分析が可能となるはずである。</p>	<p>供を行うための保育の質の評価や第三者評価の実施についても、早い時期での、より効果的なシステムの導入を目指してまいります。</p> <p>なお、職員研修については、指導保育士の役割をさらに強化しながら、実践的な研修計画を策定し、すべての保育士のレベルアップを図っていきます。</p> <p>固定資産関係の台帳等の事業別整備は、正確な行政運営コスト計算を行う上で必要になるものと認識しております。しかし、台帳改定や合併による財産の引き継ぎ等のため、現在の公有財産台帳及び備品台帳には取得価格が記載されていない固定資産等も多くあり、事業別の詳細な行政コスト計算が困難な状況です。</p> <p>現在、新たな公会計制度の導入に向けて資産管理のあり方についても見直しの動きがあります。こうした国の方針等を見定めながら、今後市におきましても適切なコスト計算が可能となるような資産管理及び公有財産台帳のあり方について検討を行ってまいります。</p>
53	健康福祉部 保育課	<p>認定こども園</p> <p>【意見3】</p> <p>保護者の選択の幅が広がることは望ましく、新潟市として、今後認定こども園の位置づけの明確化とともに早急な対応が望まれる。</p>	<p>幼稚園や保育園、認可外保育施設などと連携しながら、地域の状況や必要性を考慮し、保育を必要としている子どもの受け入れ施設のひとつとして、設置を推進してまいります。</p>
60	健康福祉部 保育課	<p>第4 監査の結果と意見（各論）</p> <p>1 児童福祉施設運営費等負担金（保育料）</p> <p>（2）保育料の滞納状況について</p> <p>収納率アップのためにこども課が実施している対応策</p> <p>【意見4】</p> <p>保育料の収納管理業務は、民間企業の</p>	<p>保育料の滞納問題に関しては、今後の</p>

		<p>売掛金回収業務と同様に迅速な督促を心掛けることが肝要である。これに加えて、収納率をアップさせるために、現在こども課で実施しているハガキによる督促状及び催告状並びに電話による催促をより徹底して実施していく必要がある。また効率的な収納に努めるという意味では、長期又は高額滞納者については重点的にフォローし、催告や窓口での納付相談もしくは臨戸等も含め、特に悪質な滞納者には厳しい対応も求められよう。</p> <p>徴収一元化について 【意見5】 平成19年4月の政令市移行後、納税課を中心に関係部署のメンバーを集め、徴収一元化に向けての新潟市の対応方針、体制作りについて早急に検討をはじめること、またその際には、会計、法律、管理面など多面的な検討を行うことが望まれる。</p> <p>3 保育対策等促進事業費補助金 (2) 監査の結果と意見 国庫補助金の基準額の算出について 【意見6】 基準額等の計算において平成17年度のような複雑な計算のケースが今後も考えられるため、複数職員によるチェック体制を整え、明確な資料作成を心がけるべきである。</p> <p>4 放課後児童対策事業費国庫補助金 (2) 監査の結果と意見 障がい児受入加算額適用のための根拠資料の整備について 【意見7】 新潟市としては、障がい児がいるクラブには実情に応じて指導員を加配している事実があり(平成18年4月1日現在、12クラブ)、障がい児に対するコスト負担をしていることから鑑みると、障がい児のプライバシー保護に十分に留意しながら、加配の手續にかかる書類等を用いて</p>	<p>保育行政における課題としてとらえ、悪質な滞納者へは、差し押さえ等の対応も視野に入れた取り組みが必要と考えます。</p> <p>現在実施しているハガキによる督促及び催告ばかりでなく、電話による催促など、滞納者への納付相談機会を増やしていきます。</p> <p>また、口座振替率の向上に努めるとともに、納期限後の未納期間が比較的短いうちに保護者へ電話対応するなど、督促の方法を見直します。</p> <p>さらに、保育園での収納や差し押さえに対する具体的な方策について検討していきます。</p> <p>平成19年10月を目途に、関係課と調整し、一元管理の方向性を決定し、可能なものから実施いたします。</p> <p>なお、関係課との調整については、担当者で構成するワーキング会議を設置し、関係課の債権の現状を把握し課題の整理を行ないます。</p> <p>係員同士の相互チェック体制を整備しました。</p> <p>ご指摘のとおり障がい児の在籍しているクラブが増加している現状を鑑み、今後、国庫補助金の障がい児受入加算額を申請してまいります。</p>
63	財務部 納税課		
69	健康福祉部 保育課		
74	健康福祉部 こども未来課		

81	健康福祉部 保育課	<p>国庫補助金の障がい児受入加算額の根拠資料となるような工夫をした上で、申請を行えるような検討が望まれる。</p> <p>5 私立保育園職員給与改善費補助金 (2) 監査の結果と意見 事務の効率化の指標について 【意見 8】 こども課では、事務の効率化の算定方法及び指標等は特段定めていないが、補助対象である私立保育園の職員数が多いことを考慮し事務に携わる時間を把握し、事務の効率性を高める指標を設ける等をして、事務の改善を図ることが望ましい。</p>	<p>適切に業務量を把握し、事務の見直しや人員配置などを含めて、方策を検討します。</p>
89	健康福祉部 保育課	<p>6 新潟市認可外保育施設補助金 (2) 監査の結果と意見 延長保育加算について 【意見 9】 交付要綱上、「概ね午後 7 時」と「概ね」となっており、正確に午後 7 時としなくともよいと考えられるが、一方、「概ね午後 10 時」については、実施状況を把握する上で午後 10 時を基準としており、午後 9 時 30 分となっていない。 交付要綱と実施状況を把握する基準との整合性を取るよう交付要綱もしくは実施状況を把握する基準の検討が望まれる。</p>	<p>「概ね午後 10 時」の「概ね」を削除する旨、交付要綱を改正して、基準を明確にします。</p>
98	健康福祉部 保育課	<p>8 私立保育園等運営費補助金 (2) 私立保育園延長保育事業補助金 監査の結果と意見 ア．延長保育時間について 【意見 10】 交付要綱上、「概ね」となっており、延長時間の分類に裁量の幅をもたせていると思われるが、区分の仕方に整合性を取るよう交付要綱もしくは実施状況を把握する基準の検討が望まれる。</p>	<p>「概ね午後 10 時」の「概ね」を削除する旨、交付要綱を改正して、基準を明確にします。</p>
101	健康福祉部 保育課	<p>(4) 私立保育園産休等代替職員費補助金 監査の結果と意見 ア．管理資料への誤記入について 【意見 11】 「産休等代替職員費補助金対象一覧」</p>	<p>一覧表を見やすくするなど、適正な事</p>

105	健康福祉部 保育課	<p>は法定帳簿ではないが、事務作業を効果的かつ効率的に行うためには正確に記入し、管理していく必要がある。</p> <p>9 公立保育園の残業時間管理について (3) 始業・終業時刻の適切な管理について 【意見 12】 不透明な残業規制やサービス残業等の疑念に対して明確な説明責任を果たしていくためには、上記 で記載した「始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法」により始業、終業時刻の適切な管理を行うなどの検討が望まれる。</p>	<p>務処理を行いました。</p> <p>「出勤・退勤時刻表」などにより現状を把握し、適切な管理に努めます。</p>
110	健康福祉部 保育課	<p>10 臨時職員の処遇の改善について (2) 監査の結果と意見 臨時職員の処遇に関する課題について 【意見 13】 人間を育てる現場における職員のモチベーションの維持向上は、それが正規職員であろうと臨時職員であろうと重要な問題であり、特に臨時職員の割合が高い保育園における臨時職員のモチベーション維持向上のためにも、適切な人事制度の整備及び能力成果に関する基準の明確化について十分に議論される必要がある。</p> <p>なお、前述したとおり(本報告書 49 ページ以降参照)新潟市は保育士採用に当たり地方公務員法第 22 条にいう臨時的任用職員を募集し、平成 19 年から 15 名採用する等、公平かつ長期安定的な人事システムの導入、定着化に向けてスタートしたところである。</p>	<p>臨時職員のうち、保育園での勤務成績が優秀であり、フルタイム就業意欲の高い者には、臨時的任用職員採用試験並びに正職員採用試験を受けるよう勧めてまいります。それとともに、優秀なベテラン保育士を正職員として採用するため、受験資格である年齢要件の緩和をすよう人事課と協議してまいります。</p> <p>また、臨時職員も対象とする研修などにより、今後も資質・能力の向上やモチベーションの維持向上に努めてまいります。さらに新たな職員採用制度の研究もしてまいりたいと考えます。</p>
113	健康福祉部 保育課	<p>11 その他 (1) 私立保育園との保育の委託契約 監査の結果と意見 ア．保育の委託契約書の未作成について 【意見 14】 現状取り立てて問題は発生していないようであるが、本来であれば、正式な基本契約書を締結した上で、年度中の児童の入退園については、上記「入園児童委託書」のような様式をもって対応することが考えられる。若しくは約款を規定した上で、年度毎の契約事務を行うことが</p>	<p>平成 20 年度から委託契約を交わします。</p>

115	健康福祉部 保育課	<p>考えられる。既に委託契約書を作成している他の自治体を参考にするなどして正式な契約書の作成を検討することが望まれる。</p> <p>(2) 業務委託における長期一者随意契約について</p> <p>【意見 15】 他業者へ変更した場合には装置の取替等の経費がかかる等のデメリットがあるとの説明は理解できるところであるが、契約継続に当たり、見積書等を入手してコストに関する比較検討は行っていない状況である。今後の業務委託契約に当たっては、競争性・公平性・透明性を確保するため指名競争入札や見積合わせによる随意契約の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>業者の変更を行った場合の装置取替による休停止が許されないことから、「新潟市長期継続契約とする契約を定める条例」に基づく施設の維持管理に関する契約として、既存設備の設置業者との一者随意契約を行ってきております。今後は契約期間の更新時期ごとに、複数業者から見積を徴するなど、競争性の確保を図ります。</p>
119	健康福祉部 保育課	<p>(3) 情報共有にかかるコストの削減</p> <p>情報共有にかかるコストの削減について</p> <p>【意見 16】 保育事業の業務の効率性の観点と質の向上の観点の両方を鑑みると、以下のような対策を検討することが望まれる。</p> <p>保育の現場に情報共有にかかる作業を強いることは可能な限り避けることが望まれる。そのためにもインターネット等の積極的活用を検討すべきである。</p> <p>なお、新潟市では公立保育園へのグループウェア導入の費用対効果を検討し、来年度から導入を検討中である。</p> <p>また、公立保育園の質の向上のためには、市役所等の職員と保育園の現場との協力的な情報交換による職場環境の整備が不可欠であり、そのためにはインターネットのようなネット上の情報交換だけではなく、指導保育士や区役所の職員が保育園へ赴き、定期的に業務執行状況のモニタリングを行ったり、保育園での情報伝達や補助業務を行うことは有意義であると考えられる。</p> <p>これについても、平成 19 年 4 月 1 日の政令市移行後は各区に指導保育士を配置予定であり、よりコミュニケーションを重視した保育園の質の向上が期待される。</p>	<p>平成 19 年度中に公立保育園のグループウェア及びインターネットを導入します。</p> <p>また、各区に配置された指導保育士が担当の保育園訪問を行い、コミュニケーションを重視しながら、保育内容、業務執行状況等のチェックを行うことにより、保育園の質の向上を図ります。</p>

122	健康福祉部 保育課	<p>(4) 保育園における事務管理業務の効率化について 出納管理の効率化を図るための問題点 【意見 17】 保育園の現場で作成される「歳出簿」と「経費執行何簿」の機能を見直し、賄材料費などの集計機能を併せ持った集計表のフォーム（エクセルシートなどで）をこども課が作成し、各保育園へ配布することを検討すべきである。 各保育園でこの集計表に毎日インプットすることで日々の予算管理を行い、毎月ごとに集計データをこども課に送付することにより、「経費執行何簿」の作成を取り止め、業務の効率化を図り、園児をお世話するのに忙しい保育園の現場の事務負担を軽減するよう検討することが望まれる。 各保育園で、この集計表を作成し、納品書と照合しておけば、今後の監査委員の現地検査等で管理状況を確認することもできる。参考までに集計表フォームのイメージを示せば図4-2のとおりである。</p>	<p>保育園での出納管理の現状を把握し、ご提示いただいた集計表フォームを参考としながら、事務の効率化に努めます。</p>
125	健康福祉部 保育課	<p>(5) 保育園における安全点検表について 監査の結果と意見 ア．安全点検表の定期的なレビューについて 【意見 18】 指導保育士による保育園の現場のチェック結果の定期的なレビューを実施し、安全管理に関する定期的な意見交換等を通じて、レビュー結果の報告及び各園への啓蒙的指導の充実を図るべきである。 また各保育園における記載内容や安全環境の状況をレビュー者が実際に点検し、他の保育園と比較することにより、適確な指導及び不必要な項目の見直し等を行うことが望まれる。</p> <p>(6) 保育園における物品の管理について 備品管理簿について</p>	<p>各区の指導保育士が担当の保育園を訪問し、安全管理のチェックを行い、指導啓発に努めます。さらにグループウェアを活用し、他の区の指導保育士による指導事項や他の園にも伝達すべきヒヤリハット事例など情報の共有化を図り、保育園での事故を未然に防いでいきます。 また、「安全管理のチェック表」の見直しにつきましては、園児の安全を第一に考えて、項目の精査をまいります。</p>

131	財務部 契約課	イ．備品管理簿への計上基準 【意見 19】 物品管理簿への計上基準を引き上げることを検討することが望ましい。	今年度より計上金額を1万円から3万円に引き上げをいたしました。
132	健康福祉部 こども未来課	(7) ひまわりクラブの实地調査について 物品管理について ア．物品管理規定の制定及び物品管理の徹底について 【意見 20】 物品管理に関する新潟市の規定・規則を準用する等により、早急にひまわりクラブにおける物品管理規定を作成し、管理すべき物品の特定、備品管理簿の作成及び定期的な現物実査の実施を行えるよう検討することが望まれる。 また実際に備品管理簿及び定期的な現物実査を行う場合には、指定管理者である新潟市社会福祉協議会がすべてを行うのではなく、物品の有無や使用状況を最も把握している現場の指導員が行うべきであり、管理意識を高めさせるためにも有用である。	各ひまわりクラブでの備品管理につきましては、新潟市物品管理規則を準用することとし、平成21年3月31日までに備品管理簿の作成及び定期的に現物実査を行える体制を確立するよう新潟市社会福祉協議会に対し指示するとともに、管理意識の向上について各指導員への啓発を要請してまいります。
134	健康福祉部 こども未来課	手許現金管理について 【意見 21】 あるべき手許現金管理としては、年一回の監査の一環としてではなく、定期的な第三者による手許現金管理の確認が必要であり、このためにはひまわりクラブの現場指導員と社会福祉協議会の両者による手許現金管理に対する牽制体制の確立が求められる。	指定管理者である新潟市社会福祉協議会に対し手許現金管理の牽制体制確立を要請します。
136	健康福祉部 こども未来課	施設について イ．ひまわりクラブの整備、運営に当たっての関係者間の連携について 【意見 22】 今後とも、教育委員会と保健福祉部で連携を図り、子どもたちにとって安全で利便性の高い施設を整備していくことが望まれる。	ひまわりクラブの整備に当たっては、今後とも教育委員会との連携のもと児童の安全で利便性の高い施設の整備に努めてまいります。
139	健康福祉部 こども未来課	ウ．ひまわりクラブの施設面積の最低基準について 【意見 23】 ひまわりクラブとして、児童福祉施設	ご指摘のとおり新潟市として、ひまわ

		<p>最低基準や新潟県の指針を参考にして施設面積の最低基準等を明確化しておくことが望まれる。その際には、最低基準の対象となる面積の範囲（例：遊戯室、学習室のみとする）や最低基準を下回った場合の具体的な対応も明文化する等の検討が望まれる。</p>	<p>りクラブの施設最低基準を明確化するとともに基準を下回った際の対応についても明文化を図るよう平成21年3月までに検討を行なってまいります。</p>
140	健康福祉部 こども未来課	<p>（8）ひまわりクラブの新潟市社会福祉協議会における管理について 入会申込書類の保管について 【意見 24】 児童が多数で、入退会が多いことから、入会申込書類の整理は非常に煩雑となり、紛失する可能性もある。しかし、当該書類は入会の原帳票で重要書類であることから、チェックリスト等を作成して、紛失等が生じないようにすることが望まれる。</p>	<p>指定管理者の新潟市社会福祉協議会に対し、各種書類の重要性を再認識させるとともに事務を見直し、今まで以上に入退会事務を慎重に執り行うよう指導してまいります。</p>
140	健康福祉部 こども未来課	<p>入会申込書の勤務先と就労証明書の事業所名の相違について 【意見 25】 重要書類としての入会申込書および就労証明書における勤務先名の相違がある場合には、保護者本人等に対してまず確認することが重要であり、さらに確認した上で問題がないのであれば、その旨の記載等を残しておくことが望ましい。</p>	<p>新潟市社会福祉協議会では、入会申込書と就労証明書に相違がある場合は保護者本人に確認を行っていますが、その際の聞き取り確認事項は、その旨を記載し事後の確認ができるよう指導してまいります。</p>
141	健康福祉部 こども未来課	<p>利用料の減免の際の世帯所得の定義について 【意見 26】 現行のとおり夫婦の市民税所得割の合計のみで利用料の減免判定を行うのであれば、世帯の定義を明確にすることが望ましい。</p>	<p>遅くとも平成21年3月31日までに「世帯」の定義の明確化を図ってまいります。</p>
143	健康福祉部 こども未来課	<p>利用料の減免基準について 【意見 27】 世帯当たり 10,000 千円の収入のある家庭に対し、月額 2,300 円を減額することの意味がどれほどあるのか疑問である。（減免基準が市民税の所得割のため、たとえ夫婦の合計収入が同じであっても、減免となる場合と減免にならない場合とがあり、）利用者間の不公平感をなくすように、減免基準の考え方を含め、見直し</p>	<p>平成21年3月を目処に減免対象となる世帯の範囲を慎重に検討し、3年に一度の利用料改定と併せて制度を見直してまいります。</p>

148	健康福祉部 障がい福祉課	<p>の検討が望まれる。</p> <p>(9) 障害児放課後支援事業 監査の結果と意見 イ. 委託料の計算方法について 【意見 28】 委託料の決定方法について、実績に近い委託料が算定されるように見直す検討も必要と考えられる。また、委託料の算定方法及び精算方法に関しては、「新潟市障害児放課後支援事業実施要綱」及び「新潟市障害児放課後支援事業委託契約書」で明確に定める必要がある。</p> <p>なお、新潟市では、一人別時間帯別利用状況報告書及びタイムカードから、施設 C においては職員配置を時間単位で設定し、徹底した経費の削減に努めていることを確認しており、このことも見積りと実績の従事時間の差異の発生要因と考えられるとの報告を受けている。</p>	<p>現在は定員に基づいて委託料を算定し、開設日数によって精算を行っていますが、不要な支出を避けるためにも実績に近い委託料を算定することが必要です。その方法として、今後も稼働率を参考にしながら、適正な範囲の定員の見直しにより、対応してまいります。</p> <p>また、委託料の算定方法及び精算方法に関しては、「新潟市障がい児放課後支援事業委託契約書」の中で規定していきたいと考えます。</p>
150	健康福祉部 障がい福祉課	<p>エ. 介護員の配置状況の確認について 【意見 29】 委託先の介助員の配置状況については、各月次でタイムリーに確認することが望まれる。</p>	<p>各施設の介助員の配置状況については、随時、訪問により確認を行うよう努めてまいります。</p>
151	健康福祉部 障がい福祉課	<p>オ. 各施設の稼働率と利便性の向上について 【意見 30】 特殊学級から市街地の養護学校に併設されている施設に参加する児童についても同様であるが、障がい児が放課後保育に参加するためには、障がい児の独力または家族等の付き添いにより参加しなければならないのが現状である。</p> <p>このため、障がい児の保護者からの放課後支援事業への要望を捉えて、施設利用の利便性の向上のための対策を検討することが望まれる。</p> <p>なお、新潟市は施設 D について、稼働率に基づいて平成 18 年度より通常時の定員数を 10 名から 8 名に見直しを行ったとの報告を受けている。</p>	<p>障がい児放課後支援事業は、保護者の介護による負担軽減と社会参加の促進などを目的として、より負担の大きい重度の児童が通学する養護学校で開設してきました。</p> <p>特別支援学級在籍児童の放課後支援事業利用は、施設まで移動して利用が必要となっておりますが、開設時間を考えると、これらの児童が平日に事業を利用することは、時間的に難しいと考えられます。</p> <p>特別支援学級は多数の学校に分散しており、開設場所とも密接な関連がありますので、平成 21 年 3 月 31 日を期限として、今後の事業展開とあわせて検討していきます。</p>